

つくば市イメージキャラクター
フックン船長

2026年4月1日から 下水道使用料を改定します

※水道料金については、2025年4月に改定した内容から変更ありません。

Q.なぜ使用料を改定する必要があるのですか？

A.施設の老朽化や物価上昇に伴う運営コストの増加に対応するためです。

下水道事業は下水道使用料の収入によって運営しています。

つくば市の下水道使用料は、2006年に改定して以来約20年間据え置いてきましたが、施設の老朽化や物価上昇に伴う運営コストの増加など様々な課題への対応に必要な財源を確保するため、2026年4月1日から下水道使用料を改定することになりました。

改定にあたっては、市民委員や専門家等によって構成される上下水道審議会において、物価高騰が続く中で使用者の負担を抑えつつ、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、1人世帯から大口需要者まで詳細なシミュレーションを行い、慎重に検討を重ねました。

皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

Q.改定の内容について教えてください。

A.改定前後の使用料表は以下のとおりです。

つくば市の下水道使用料は、排出した水量に関係なく発生する基本使用料と、排出水量に応じて算定される従量使用料から構成されています。

(2か月、消費税10%込)

区分	排出水量	改定前	改定後	差額
基本使用料	一律	550円	1,870円	+1,320円
従量使用料 (1m ³ あたり)	~10m³※	143円	88円	▲55円
	11~40m ³		154円	+11円
	41~200m ³	154円	165円	+11円
	201m ³ ~	165円	176円	+11円

※改定前は「~40m³」で一つの区分としていましたが、改定後は「~10m³」と「11~40m³」に分割しました。

下水道使用料の計算方法 (2か月、消費税10%込)

例)20m ³ 排出した場合	基本使用料	1,870円
	従量使用料 88円 × 10m ³ (~10m ³) =	880円
	154円 × 10m ³ (11~20m ³) =	1,540円
	合計	4,290円

Q.実際に支払う額は、いくらになりますか？

A.改定後の下水道使用料は、以下のとおりです。

(2か月、消費税10%込)

モデル
ケース
(参考)

目安	排出水量	改定前	改定後	差額	改定率
1人世帯	14m ³	2,552円	3,366円	(+814円)	31.9%
2人世帯	28m ³	4,554円	5,522円	(+968円)	21.3%
4人世帯	40m ³	6,270円	7,370円	(+1,100円)	17.5%
飲食店等	200m ³	30,910円	33,770円	(+2,860円)	9.3%

改定後の下水道使用料早見表

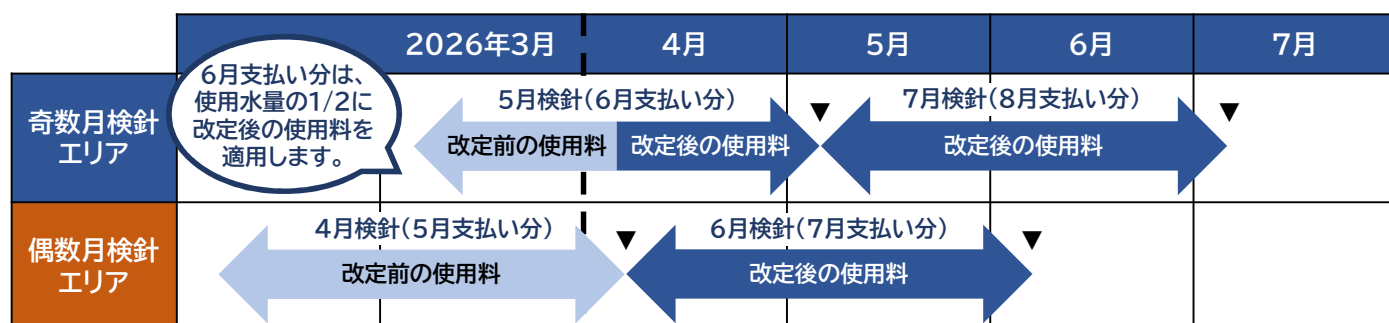
(2か月、消費税10%込)

排出水量	使用料	排出水量	使用料	排出水量	使用料	排出水量	使用料
1m ³	1,958円	16m ³	3,674円	31m ³	5,984円	46m ³	8,360円
2m ³	2,046円	17m ³	3,828円	32m ³	6,138円	47m ³	8,525円
3m ³	2,134円	18m ³	3,982円	33m ³	6,292円	48m ³	8,690円
4m ³	2,222円	19m ³	4,136円	34m ³	6,446円	49m ³	8,855円
5m ³	2,310円	20m ³	4,290円	35m ³	6,600円	50m ³	9,020円
6m ³	2,398円	21m ³	4,444円	36m ³	6,754円	51m ³	9,185円
7m ³	2,486円	22m ³	4,598円	37m ³	6,908円	52m ³	9,350円
8m ³	2,574円	23m ³	4,752円	38m ³	7,062円	53m ³	9,515円
9m ³	2,662円	24m ³	4,906円	39m ³	7,216円	54m ³	9,680円
10m ³	2,750円	25m ³	5,060円	40m ³	7,370円	55m ³	9,845円
11m ³	2,904円	26m ³	5,214円	41m ³	7,535円	56m ³	10,010円
12m ³	3,058円	27m ³	5,368円	42m ³	7,700円	57m ³	10,175円
13m ³	3,212円	28m ³	5,522円	43m ³	7,865円	58m ³	10,340円
14m ³	3,366円	29m ³	5,676円	44m ³	8,030円	59m ³	10,505円
15m ³	3,520円	30m ³	5,830円	45m ³	8,195円	60m ³	10,670円

Q.実際に支払う額は、いつから変わりますか？

A.6月支払い分または7月支払い分から適用となります。

つくば市では、経費抑制のために検針は2か月に一度行い、2か月分の使用料をまとめて請求しています。検針月はエリア毎に**奇数月**と**偶数月**に分かれており、改定後の使用料は、**奇数月の検針**については6月支払い分から、**偶数月の検針**については7月支払い分から適用となります。



▼：検針(検針月は検針票でご確認いただけます。)

Q.検針月や排出水量は、どうやって確認できますか？

A.検針票をご確認ください。

2か月ごとの検針の際に「使用水量・料金のお知らせ」(検針票)をポストに投函しています。



- ①検針月
- ②使用した水量(m³)
- ③下水道使用料(円)

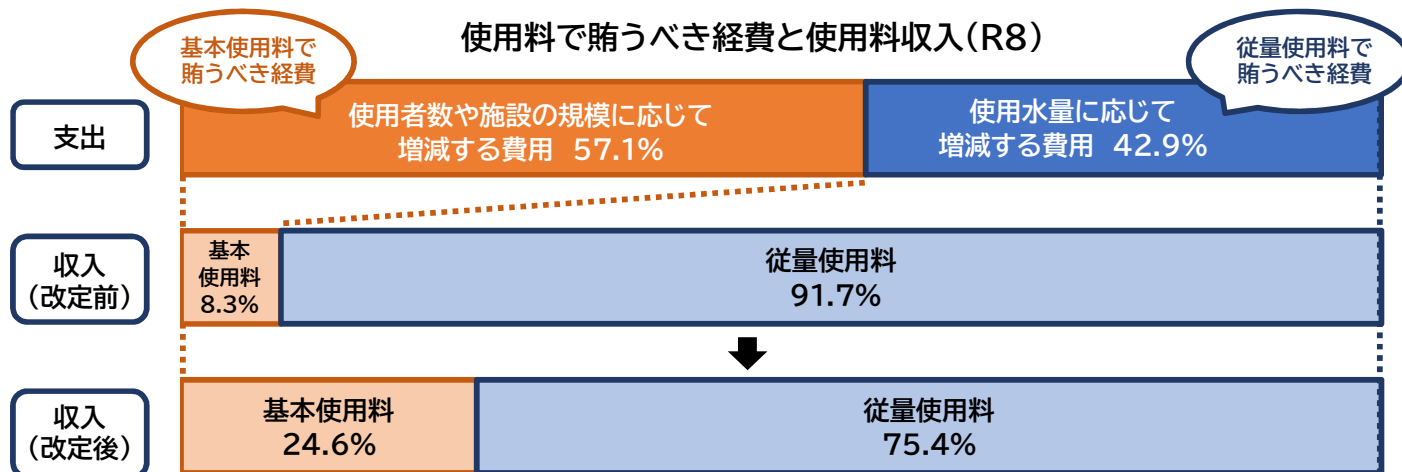
年	月	分	使用期間	～	①	様
水 道			水道以外の水量 (井戸水等)			
今回指針			m ³		m ³	
(-)前回指針			m ³		m ³	
(+)旧メーター水量			m ³		m ³	
水量合計			m ³		m ³	
水 道 料 金			m ³		円	
消費税 %			(うち消費税相当額)		円	
下水道使用料			m ³	②	円	③
消費税 %			(うち消費税相当額)		円	
合 計 金 額					円	
(消費税相当額を含みます。)						
◎口座契約の方は 月 日に振替させていただきます。						
◎このお知らせで料金を徴収することなく、また料金を払い込むこともできません。						

Q.今回の使用料改定の内容について、詳しく教えてください。

A.今回の改定においては、基本使用料を引き上げ、それに伴う小口需要者への激変緩和措置として10m³以下の水量区分を新設しました。

① 基本使用料の引き上げ

現在の下水道使用料体系では、本来基本使用料で賄うべき費用に対し、基本使用料収入が著しく低い＝経営が不安定な状況であるため、見直しを行います。



② 従量使用料に10m³以下の水量区分を新設

基本使用料の引き上げは小口需要者への影響が大きいことから、激変緩和措置として従量使用料に10m³以下の区分を新設し、単価を低く設定することで小口需要者の改定額を抑えます。それ以外の区分については、それぞれ単価を11円(税込み)ずつ引き上げます。

区分	改定前			改定後	
	排出水量	単価		排出水量	単価
従量使用料 (1m ³ あたり)	～40m ³	143円	➡	～10m ³	88円(▲55円)
				11～40m ³	154円(+11円)

Q.使用料改定が必要な理由について、詳しく教えてください。

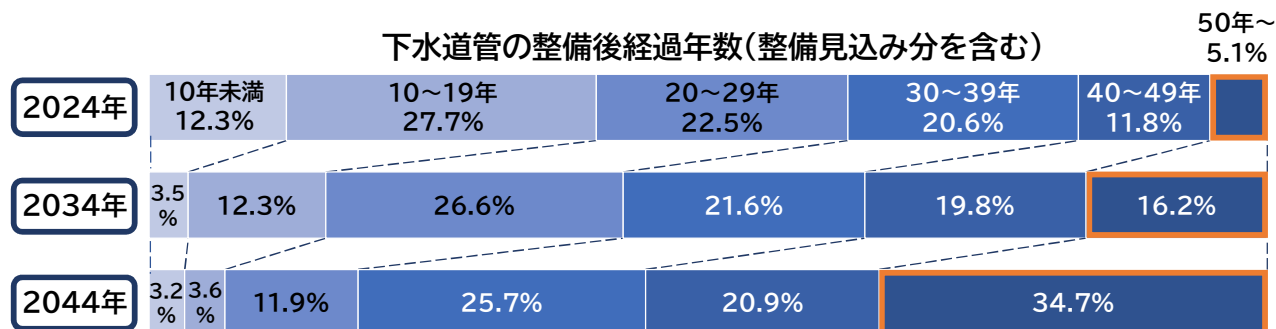
A.以下のような経営課題に対応するために、使用料改定が必要です。

① 污水处理費を下水道使用料で賄えていない、原価割れの状況

下水道事業は、経営に係る費用を事業の収入によって賄う独立採算制を原則としていますが、つくば市においては污水处理費を下水道使用料で賄えていない原価割れの状況が続いています。

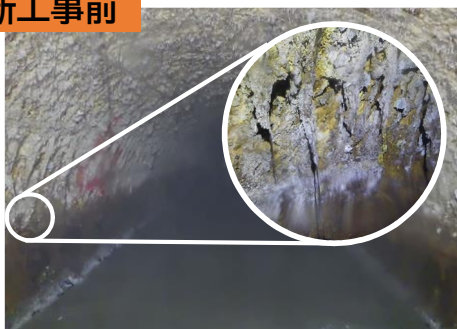
② 老朽化した下水道管の改築更新費用の増大

更新の目安となる整備後50年を経過した下水道管の比率は、2024年には約5%でしたが、2034年には約16%、2044年には約35%となる見込みです。



老朽化した下水道管の更新工事(つくば市内)

更新工事前



下水道管の劣化状況(50年経過)

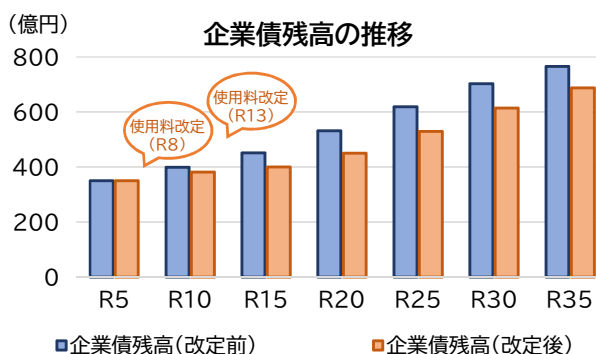
更新工事後



③ 企業債残高の増加による将来世代の負担増

使用料改定を行わない場合、長期借入金(企業債)の残高は、令和5年度からの30年間で2倍以上となる見込みです。

令和6年度に策定した「つくば市下水道事業経営戦略」では、令和8年度と令和13年度の使用料改定により、企業債残高の増加を抑制する計画となっています。



問合せ先

下水道使用料改定の内容に関すること
つくば市上下水道局 下水道総務課 経営係
電話:029-883-1111(代表)

【受付時間】

午前8時45分～午後4時30分※(土)(日)(祝)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

下水道使用料の検針や請求に関すること
つくば市水道お客様センター
電話:029-851-2811(直通)



詳細および最新情報は市ホームページをご確認ください。